

第 1 編 総 則

目 次

第1編 総則

第1節 計画の目的と構成	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の趣旨	1
第3 計画の修正	1
第4 計画の構成	5
第5 防災ビジョン	6
第6 計画の周知・運用	13
第7 計画の推進に向けて	13
第2節 各機関等の役割と業務大綱	14
第1 目的	14
第2 組織	14
第3 各機関等の役割	14
第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱	17
第3節 大崎市の地勢と災害要因, 災害記録	22
第1 位置	22
第2 自然的要因	22
第3 社会的要因	24
第4 過去における災害の概要	25

第1節 計画の目的と構成

第1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、地域並びに市民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

第2 計画の趣旨

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「大崎市地域防災計画」として、大崎市防災会議が策定する計画であるとともに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市の地域における防災対策に関して、総合的かつ基本的な計画である。

市は、東日本大震災及び平成27年関東・東北豪雨における被災状況や応急活動時の反省と教訓をもとに、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点に立ち、市民・自主防災組織・事業所等の役割を明確にして地域防災力の強化につなげるとともに、市における防災体制強化等の減災目標を設定し、防災対策を推進する。

更に、防災関係機関・市民等・行政間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、防災対策の確立に万全を期すものとする。

これまでの改訂においては、東日本大震災や異常気象を踏まえ、以下の災害対策基本法等の一部改正を参考に修正を行うとともに、課題の整理を行った。

1 災害対策基本法の一部改正の概要

(1) 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

ア 学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を緊急時の避難場所として指定。

イ 高齢者、障がい者等の災害時の避難に特に配慮を要するものについて名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。

ウ 防災マップの作成等に努める。

(2) 被災者保護対策の改善

ア 緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境

等を確保するための一定の基準を満たす施設を指定。

イ 災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため迅速なり災証明書の発行。

ウ 被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳の作成。

(3) 平素からの防災への取組の強化

ア 減災の考え方等、災害対策の基本理念の明確化。

イ 災害応急対策等に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするとともに、国及び地方公共団体と民間事業者との協定締結を促進する。

ウ 生活必需物資の備蓄等の明記。

2 防災基本計画の修正の概要

平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）等を踏まえた修正避難情報の名称について、「避難指示」を「避難指示（緊急）」に、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に変更。

3 宮城県地域防災計画の修正の概要

(1) 地震災害対策編、津波災害対策編及び風水害等災害対策編

ア 「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援検討WG 報告」等を踏まえた修正

応急的な住まいの確保や生活復興支援として、熊本地震での教訓を踏まえ、防災基本計画において住家の被害認定調査や罹災証明書の交付を行う部局をあらかじめ定めること、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めること等が示されたことに伴う修正。

イ 「平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）」等を踏まえた修正
災害時の優先業務を絞り込み、全庁を挙げた体制の構築として、台風 10 号災害の教訓を踏まえ、防災基本計画において、市町村が躊躇無く避難勧告等を発令できるよう、平時より災害時に優先すべき業務を絞り込み業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるべきことが示された示されたことに伴う修正。

ウ その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正

港湾管理者及び漁港管理者による緊急通行車両の通行確保として、災害対策基本法の改正に基づき、防災基本計画において、緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者への命令、運転者不在時の車両の移動等、道路管理者の行う緊急通行車の通行を確保するための措置について、港湾管理者及び漁港管理者についても行うことができることが示されたことに伴う修正。

(2) 風水害等災害対策編の修正点について

ア 河川の浸水想定に関する情報

洪水予報河川、水位周知河川に該当しないその他の河川であっても、河川の状況に応じた簡易的な方法を用いて市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努める旨が示されたことに伴う修正。

イ 水防法や土砂災害防止法の改正の反映

(ア) 避難確保計画の作成

洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ市町村の地域防災計画に名称を及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の避難確保計画の作

成を義務化及びその計画に基づいた避難訓練の実施を義務化する規定が新設されたことに伴う修正。

(イ) 避難確保計画作成を促す市町村の措置

避難確保計画を作成する義務のある要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を策定しない場合、市町村は施設に対して必要な指示を行い、指示に従わない場合には、施設名を公表することができる規定が新設されたことに伴う記述の追記。

ウ その他の修正

農業用ため池のハザードマップ策定支援

新たに市町村、施設管理者に対して防災重点ため池のハザードマップ作成や公表に向けた支援を実施することに伴う記述の追記。

4 大崎市における東日本大震災の教訓と課題

大崎市における東日本大震災の教訓と課題は、市の防災対策から見た課題等の整理や区長会に対する東日本大震災に関するアンケート調査、3.11 おおさき震災復興フォーラム（平成24年3月11日開催）、地域防災計画見直しに係る住民懇談会等から、以下のようにまとめられる。

(1) 市の震災対応・防災体制

ア 職員マニュアル(震災対応編)の見直し

イ 災害時の市民窓口と災害対策本部の分離

ウ 本庁、各総合支所管内の市・緊急対応職員の拡充

エ 本庁職員、教育・保育現場職員の各総合支所での応援体制の構築

オ 非常用電源設備の整備

(2) 情報収集・伝達、広報、防災行政無線

ア 衛星携帯電話の配備増強

イ 代替サーバー整備の検討

ウ 同報系及び移動系のデジタル防災行政無線の整備

エ 要配慮者支援体制の充実(情報伝達)

(3) 行政区・自主防災組織

ア 自主防災組織の通信機器の拡充

イ 自主防災組織間の交流と組織体制の充実に向けた研修会の開催

ウ 行政区長から市への被害報告等のマニュアル活用方法の徹底化

エ 自主防災組織の指導者のスキルアップ

オ 住家の耐震化の周知・啓発

(4) 避難所・防災資機材・救援物資等

ア 指定避難所の指定箇所の見直し

イ 指定避難所の防災資機材の拡充整備

ウ 自治体間災害応援協定等の拡充・締結

(5) ライフライン・燃料

ア ライフラインの耐震化促進

イ 水道管の地域連絡管の整備

ウ 石油商業組合等と災害時における燃料等の供給協定の締結

(6) 防災訓練

ア 市総合防災訓練のあり方の検討と見直し

イ 出前講座による防災講習及び防火講習の実施継続

5 平成31年3月改訂版の概要

配備名称や配備体制が不明瞭であったこと及び近年の災害対応状況を鑑みて、以下のように修正を行った。

(1) 各配備区分における配備名称の変更

区分	旧名称		新名称	
0号配備		警戒配備		情報連絡体制
1号配備	警戒本部	特別警戒配備	警戒本部	警戒配備
2号配備	災害対策本部	第1非常配備	特別警戒本部	特別警戒配備
3号配備		第2非常配備	災害対策本部	非常配備

(2) 配備基準の見直し

ア 地震

- ・0号配備（情報連絡体制）の震度基準を震度4とし、危機管理監の判断により配備を敷く旨を加える。
- ・1号配備（警戒配備）の震度基準を震度5弱とし、台風による災害が予想される場合に配備を敷く旨を加える。
- ・2号配備（特別警戒配備）の震度基準を震度5強とし、副市長の判断により配備を敷く旨を加える。
- ・3号配備（非常配備）の震度基準を震度6弱とする。

イ 風水害

- ・0号配備としていた「土砂災害警戒情報の発表」を1号配備に修正。

(3) 配備体制の明確化

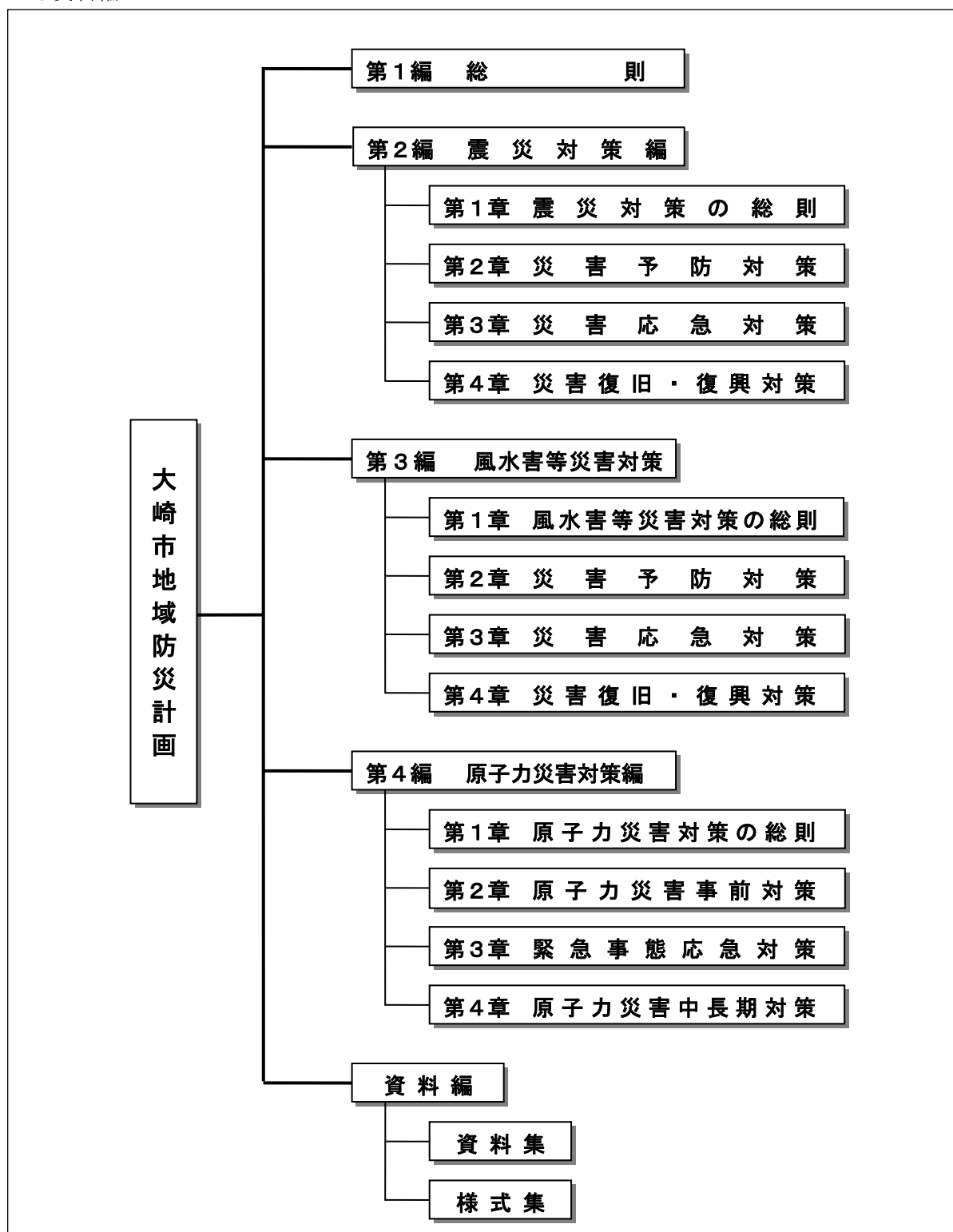
区分	配備体制
0号配備	○各課マニュアルによる体制
1号配備	○警戒本部長：副市長
	○現地警戒本部長：総合支所長 ○会議構成：災害対策関係部課
2号配備	○特別警戒本部長：副市長
	○現地特別警戒本部長：総合支所長 ○会議構成：災害対策本部に準じた構成
3号配備	○災害対策本部長：市長
	○現地災害対策本部長：総合支所長
	○会議構成：災害対策本部

- ・全職員動員についての基準を「震度5強以上」から「震度6弱以上」に変更。

第4 計画の構成

大崎市地域防災計画の構成は、次のとおりとする。

- 第1編 総則
- 第2編 震災対策編
- 第3編 風水害等災害対策編
- 第4編 原子力災害対策編
- 資料編



第5 防災ビジョン

1 防災の基本方針

市では、東日本大震災により、市の被災と応急活動の反省から、改めて災害に強いまちづくりを進める必要性を認識した。

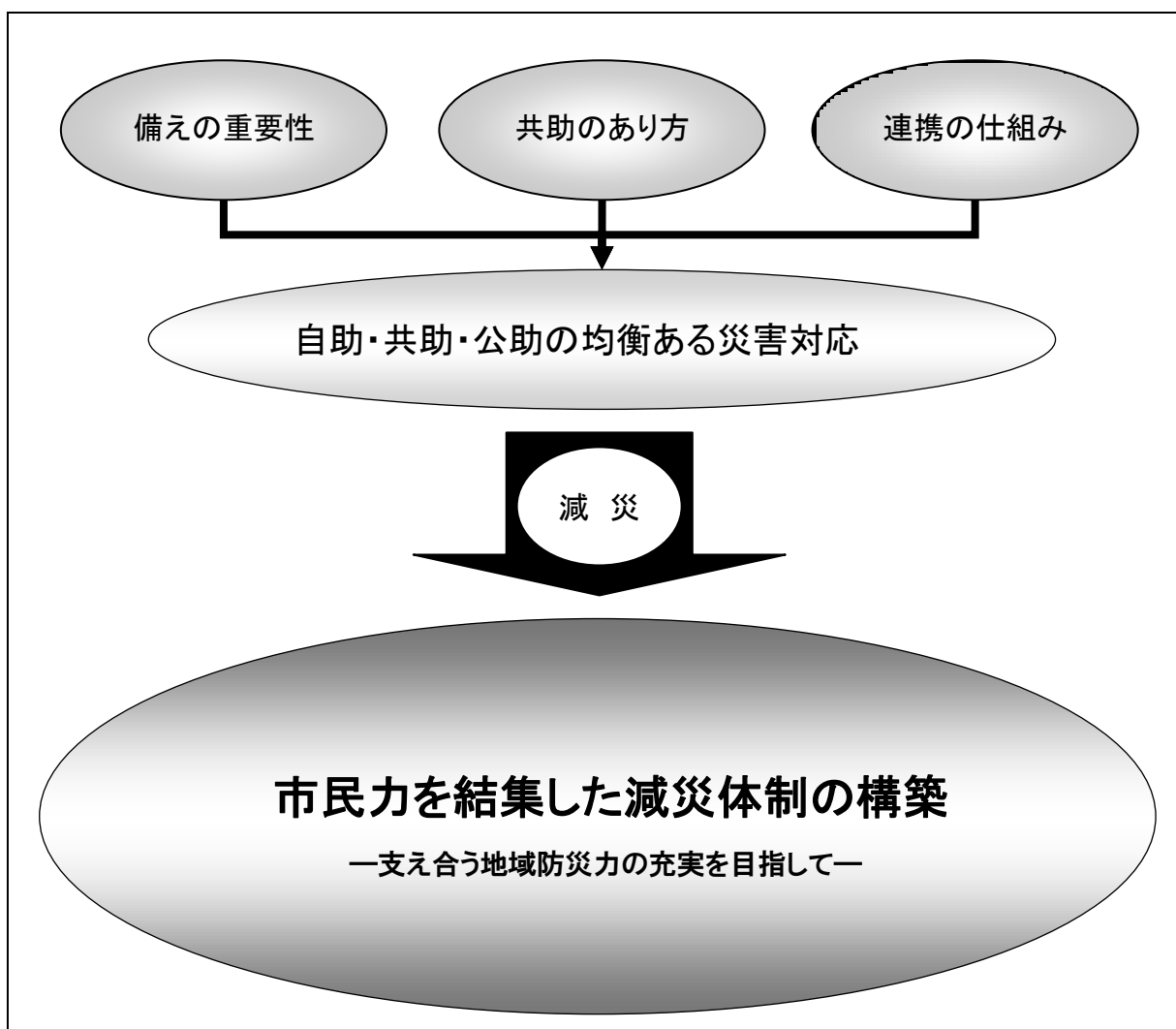
そのため、

- ①自分と家族の身を自分の努力で守る「自助」
- ②地域や近隣の人がお互いに協力し合う「共助」
- ③減災を基本とした災害に強いまちづくりや防災体制の整備強化による応急対策の充実などの「公助」

が適切に役割分担されている防災協働社会の実現を防災の基本方針とする。

この防災の基本方針に基づき、減災に主眼をおいた安全・安心なまちづくりを実現するため、「市民力を結集した減災体制の構築—支え合う地域防災力の充実を目指して—」を防災ビジョンとする。

防災ビジョンは、市民、自主防災組織、地域、企業、そして行政機関それぞれが「備えの重要性」を認識し、お互いに「共助のあり方」を考え、「連携の仕組み」を作り上げ、自助・共助・公助の均衡ある災害対応を行うための目標となるものである。



2 防災の基本目標

防災ビジョンを具体化していくために、減災体制の構築を目標とする5つの基本目標を設定する。

- 基本目標1 市民一人ひとりの防災力の強化と結集【自助】
- 基本目標2 地域防災力の強化と支え合いの地域づくり【共助】【公助】
- 基本目標3 災害に強いまちづくり【公助】
- 基本目標4 防災体制・防災ネットワークの強化【共助】【公助】
- 基本目標5 要配慮者に配慮した予防・応急対策の充実【共助】【公助】

市民力を結集した減災体制の構築

—支え合う地域防災力の充実を目指して—

<基本目標1>
市民一人ひとりの防災力の強化と結集

<基本目標2>
地域防災力の強化と支え合いの地域づくり

<基本目標3>
災害に強いまちづくり

<基本目標4>
防災体制・防災ネットワークの強化

<基本目標5>
要配慮者に配慮した予防・応急対策の充実

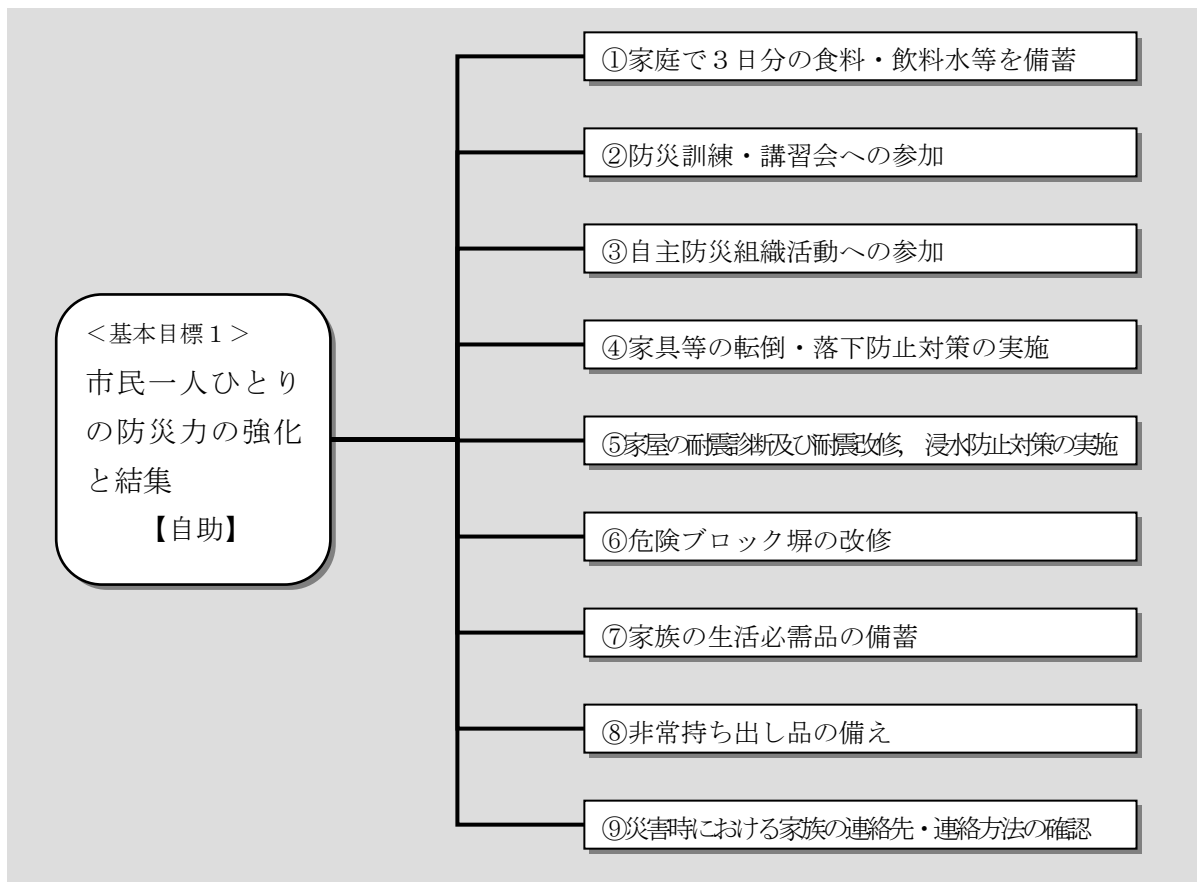
3 防災の重点目標

○基本目標1 市民一人ひとりの防災力の強化と結集

市民一人ひとりの防災力の強化を図るためには、食料・飲料水等の家庭での備蓄、防災訓練・講習会への参加を通していざという時の行動を身につけること、家屋の耐震化や浸水防止対策など、市民一人ひとりの取り組みが大切である。

また、市民一人ひとりの防災力を結集することが地域の防災力の向上に不可欠である。

以上のことから、下図の防災施策を「市民一人ひとりの防災力の強化と結集」の重点目標とする。

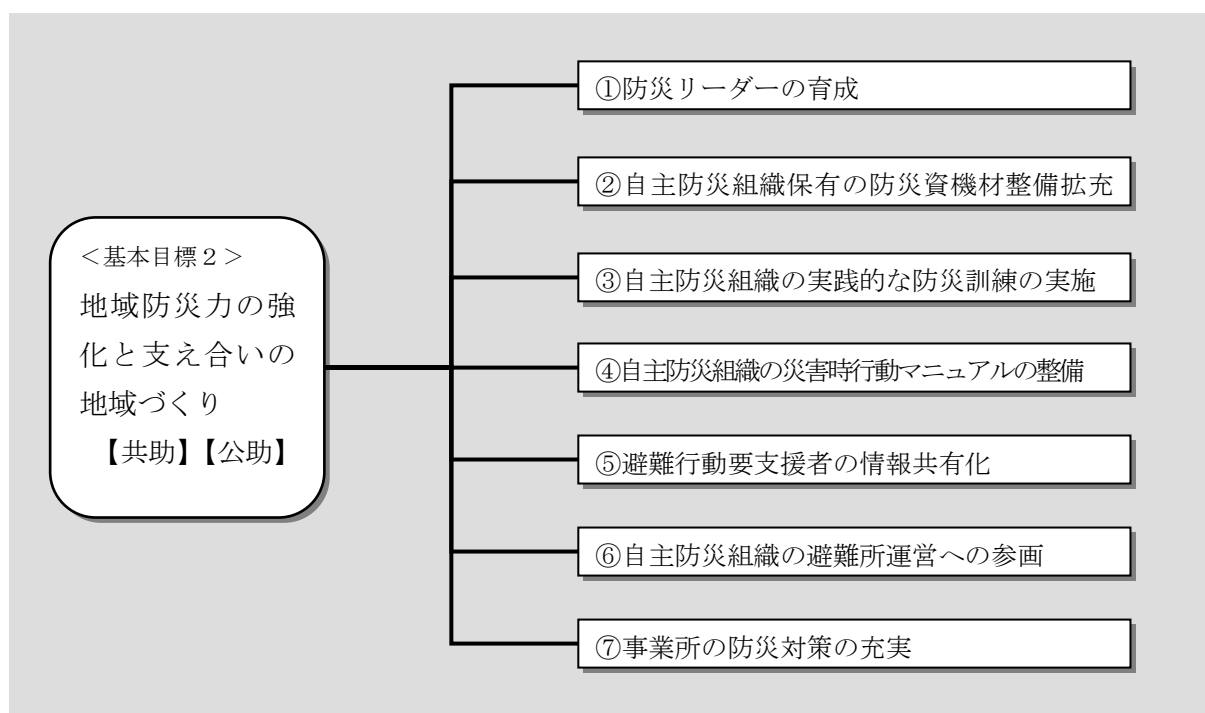


○基本目標 2 地域防災力の強化と支え合いの地域づくり

地域防災力を強化するためには、主体が市民一人ひとりであることの認識と、行政はもとより地域に密着した市民団体、民生児童委員、PTA、事業所、商店会等、多様な組織間の連携により互いを支え合い、地域づくりを進めることが重要である。

併せて、地域防災力の柱として自主防災組織の育成や強化は必要不可欠であり、災害時に必要な防災資機材等の整備や避難所運営への参画が期待される。

以上のことから、下図の防災施策を「地域防災力の強化と支え合いの地域づくり」の重点目標とする。

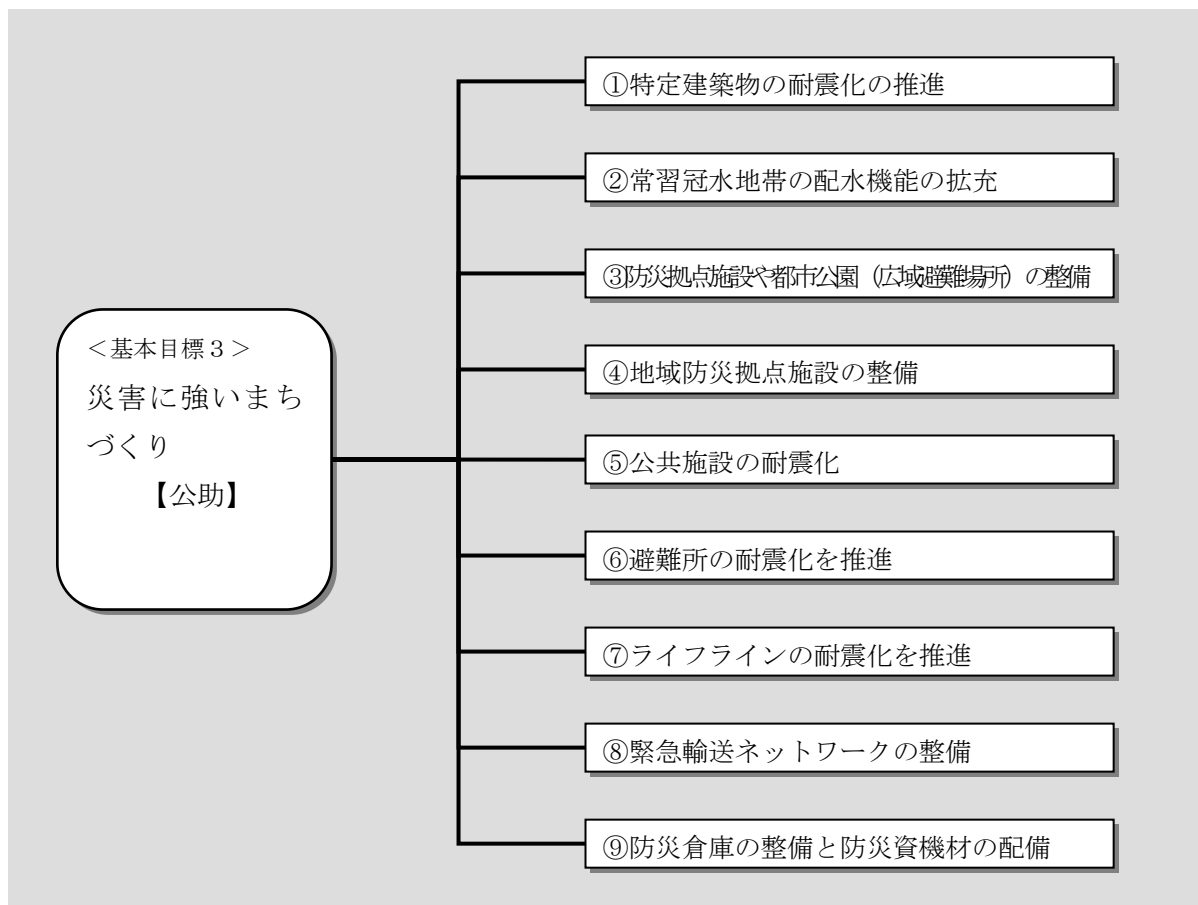


○基本目標3 災害に強いまちづくり

大規模災害時において、多くの建築物の倒壊や流失、火災の同時多発などから地域を守るためには、防災対策の核となる拠点施設整備や広域避難場所となる都市公園の整備が不可欠である。併せて、災害に強い都市や農村の基盤整備を推進していく必要がある。

また、市は、地域防災活動の拠点施設整備や公共施設、避難所の耐震化を図るとともに、防災倉庫や防災資機材の整備を計画的に実施する。ライフライン事業者は、東日本大震災を教訓として、一層の耐震化対策を推進して行く。

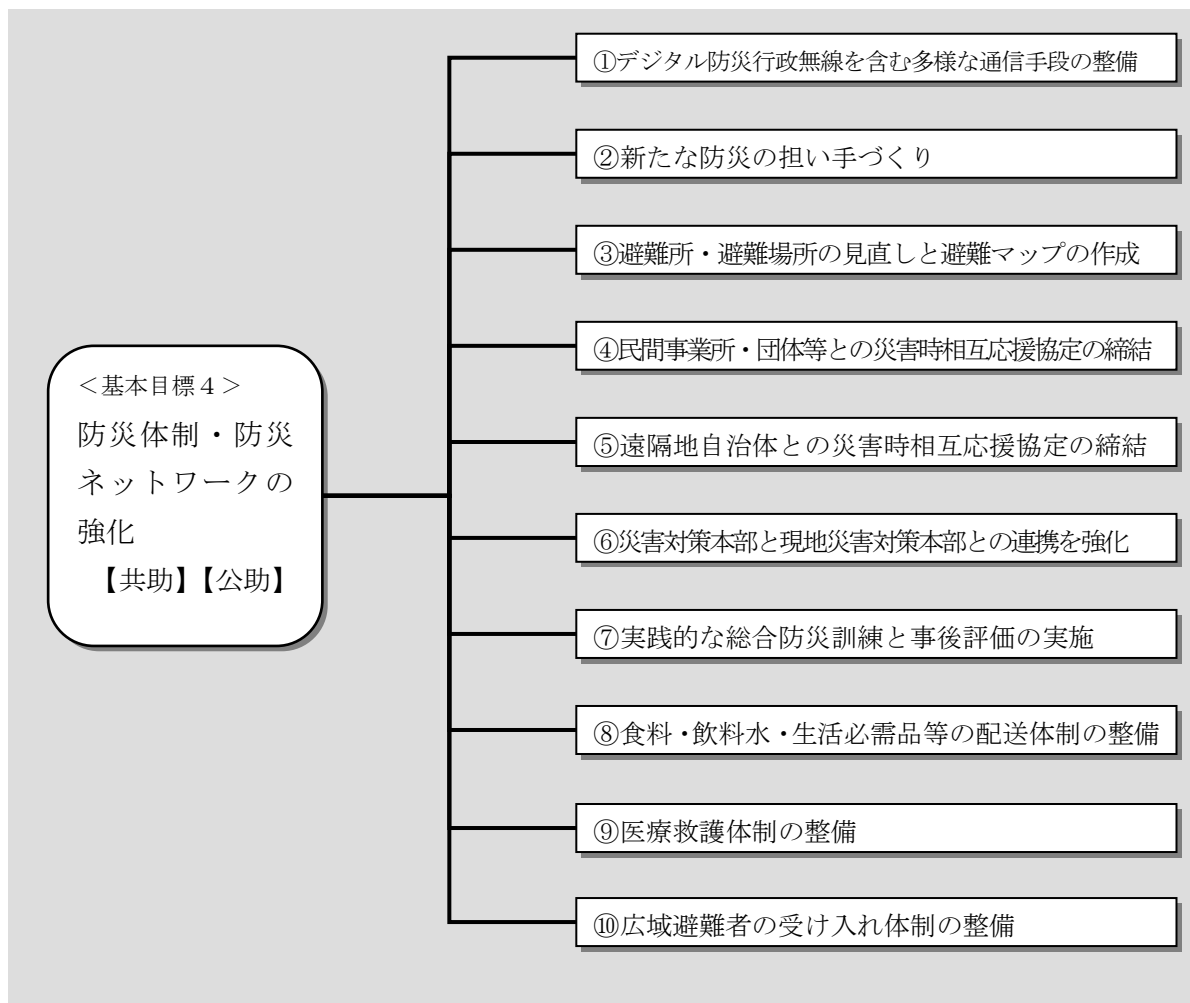
以上のことから、下図の防災施策を「災害に強いまちづくり」の重点目標とする。



○基本目標4 防災体制・防災ネットワークの強化

災害時において、迅速かつ円滑に応急活動を遂行するには、市民への的確な情報伝達、災害対策本部や現地災害対策本部の連携体制の強化、新たな防災の担い手づくり等、市民、地域、行政機関それぞれの防災体制や防災ネットワークの強化が不可欠である。

以上のことから、下図の防災施策を「防災体制・防災ネットワークの強化」の重点目標とする。

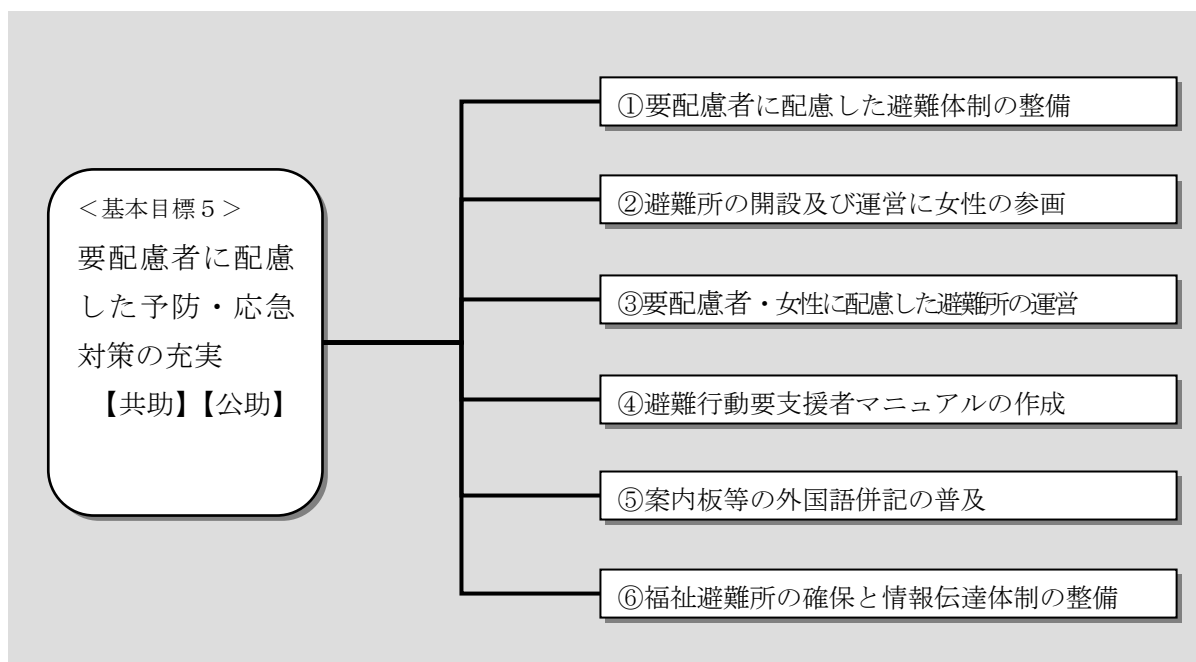


○基本目標 5 要配慮者に配慮した予防・応急対策の充実

高齢化社会の進展により、要配慮者が増加してきている。このため、災害予防対策及び応急対策の全てにおいて、外国人を含む要配慮者に対し、配慮する必要がある。

避難に関しては、早目の避難準備情報の伝達や福祉避難所としての活用を予定している各施設との連携体制の整備を進める。避難所開設や運営に関しては、女性の参画を推進するとともに要配慮者に配慮した避難所運営を行う。

以上のことから、下図の防災施策を「要配慮者に配慮した予防・応急対策の充実」の重点目標とする。



第6 計画の周知・運用

この計画の内容は、防災関係機関並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知を図るとともに、特に必要と認める事項については、市民にも広く周知するものとする。

この計画については、平素から職員に対し、実践的な教育・訓練の実施などを通じて内容の習熟・習得に努める。また、市においては、減災目標の達成状況を関係部署で評価し、必要に応じて計画内容の見直しを行うとともに、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時の対応能力を高めるものとする。

第7 計画の推進に向けて

1 減災目標の設定

東日本大震災における被災状況と、応急活動時の反省と教訓をもとに、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして行政の施策としての「公助」による防災協働社会を形成し、減災の観点から、災害予防対策においては具体的な「減災目標」を設定する。

(減災目標一覧は、資料編 総則 1-1 のとおり。)

2 防災施策のPDCAサイクルを構築

「減災目標」達成のための期間はおおむね3年間とし、その後、3年ごとに見直しを図るものとするが、本計画は、毎年度ごとに検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。このため、市は、それぞれの減災目標の達成状況及び進捗状況を評価し、市民に公表するとともに、必要に応じて計画内容の見直しを行いながら、防災施策のPDCAサイクルを構築する。

(Plan:計画＝P Do:実施＝D Check:点検・評価＝C Action:改善＝A)

第2節 各機関等の役割と業務大綱

第1 目的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、大崎市・県及び防災関係機関は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。また、防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、災害防止のため相互に協力するものとする。

第2 組織

1 大崎市防災会議

大崎市防災会議は、市長を会長として、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく大崎市防災会議条例（平成18年条例第19号）第3条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本市における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議することや、市長に意見を述べること等を所掌事務とする。

（大崎市防災会議条例，大崎市防災会議規則は，資料編 総則2-1のとおり。また，大崎市防災会議委員・幹事名簿は，資料編 総則2-2のとおり。）

2 大崎市災害対策本部等

大崎市の地域内において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく大崎市災害対策本部及び各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施するものとする。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

大崎市災害対策本部の組織及び運営については、大崎市災害対策本部条例（平成18年条例第20号）の定めるところによる。

（大崎市災害対策本部条例，大崎市災害対策本部運営要綱は，資料編 総則2-3のとおり。）

第3 各機関等の役割

1 大崎市

大崎市は、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、当該地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 大崎地域広域行政事務組合

大崎地域広域行政事務組合は、自らその権限に属する防災活動を実施するとともに、本計画の定めるところにより必要な防災活動を実施する。

3 宮城県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財

産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力、指導及び助言する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自らの防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力する。

6 公共的団体等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

7 市民

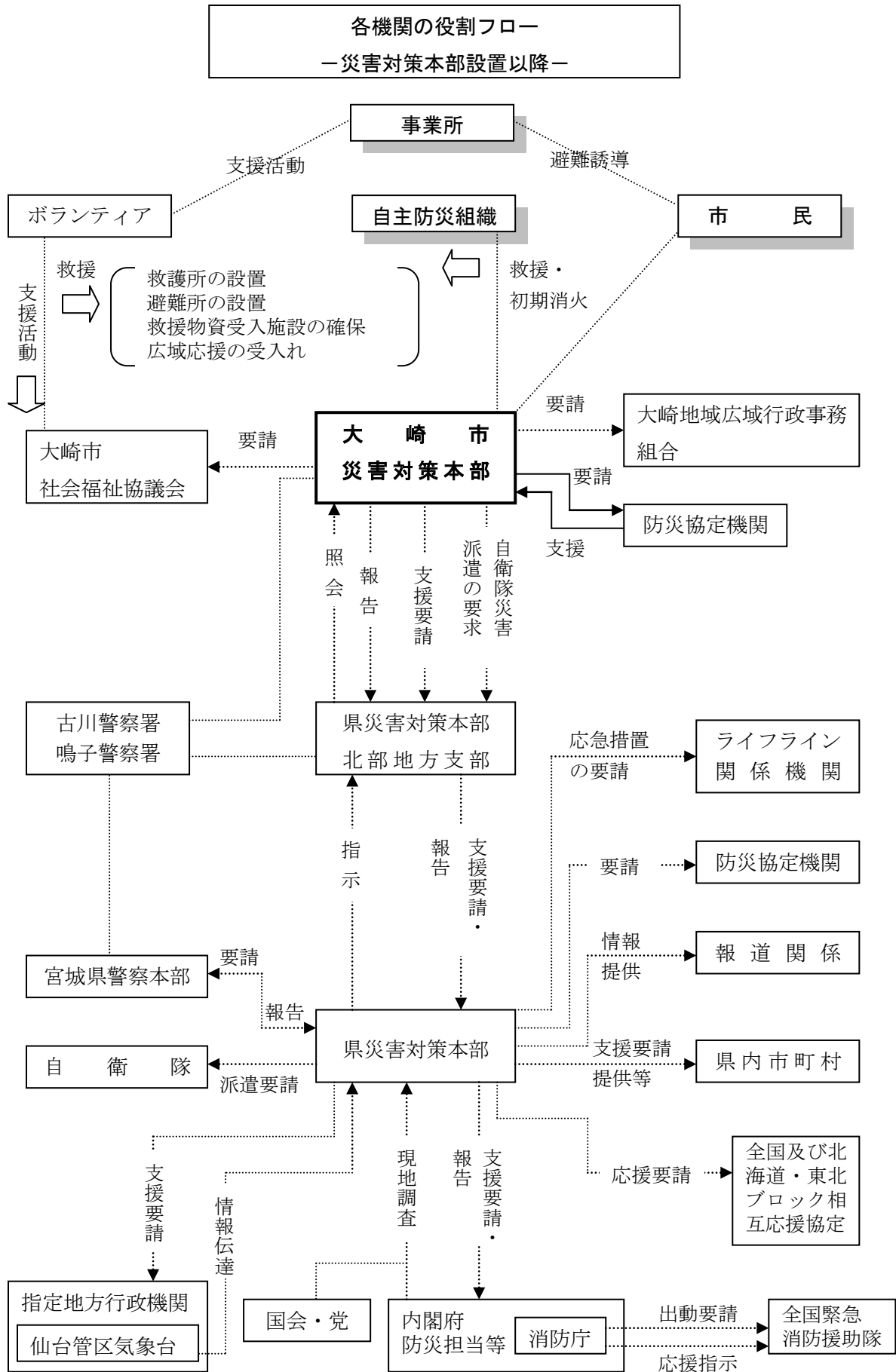
市民一人一人は「自らの生命は自ら守る」ということを基本に、災害に関する知識、平素の心得や災害発生時の心得など、平時から家庭、地域、職場等で災害から身を守るために、積極的な取り組みに努める。

8 自主防災組織

自主防災組織は「自分たちの地域は自分たちで守る」ということを基本に、防災知識の普及や防災用資機材の整備、地域の危険箇所の把握、災害時を想定した防災訓練等を平常時に行う。また、災害時においては、地域住民の安否確認、情報収集と伝達、住民の避難誘導、負傷者の救出・救護、避難所運営への参画や炊き出し等を行う。

9 事業所等

事業所等は、自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。



第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱

大崎市、宮城県、並びに本市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な管理者が、本市に係る防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は下記のとおりである。

1 大崎市

機関名	処理すべき事務又は業務大綱
大崎市	(1) 大崎市防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備及び自主防災組織の育成・指導 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施 (5) 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び宮城県災害対策本部に対する報告 (6) 避難の指示、勧告及び避難所の開設 (7) 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施 (8) 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助 (9) 水、食料その他物資の備蓄及び確保 (10) 清掃、防疫その他保健衛生の実施 (11) 危険物施設等の保安対策及び地震発生時における被害の拡大防止のための応急対策 (12) ボランティアによる防災活動の環境整備 (13) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定業務に関する事務 (14) その他災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置
大崎市消防団	(1) 消防、防災活動の実施
大崎市交通指導隊	(1) 災害時における交通秩序の保持及び交通事故の防止
大崎市防犯実働隊	(1) 災害時における防犯活動

2 大崎地域広域行政事務組合

機関名	処理すべき事務又は業務大綱
大崎地域広域行政事務組合消防本部	(1) 災害情報の収集伝達 (2) 火災・災害警戒防ぎょ活動 (3) 警戒、警報等の広報及び伝達 (4) 危険物施設及び消防用設備等の規制、並びに火気使用設備器具等の指導 (5) 災害時における人命又は財産保護のための応急活動及び救護活動 (6) 住民の防災意識の普及及び防災行動力の向上、並びに事業所の自主防災体制の指導育成 (7) 消防力の整備に関すること
大崎地域広域行政事務組合	(1) 可燃ゴミ及び不燃ゴミの処理 (2) し尿の処理

3 県

機関名	処理すべき事務又は業務大綱
宮城県 (北部地方振興事務所) (北部保健福祉事務所) (北部土木事務所) (大崎地方ダム総合事務所)	(1) 宮城県防災会議の事務 (2) 宮城県災害対策本部の事務 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 通信体制の整備・強化 (5) 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施 (6) 情報の収集・伝達及び広報 (7) 自衛隊への災害派遣要請 (8) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 (9) 公共施設等の防災措置 (10) 交通及び緊急輸送の確保 (11) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援 (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害の拡大防止のための応急対策 (13) 保健衛生，文教対策 (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (15) 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整 (16) 被災建築物応急危険度判定，被災宅地危険度判定事務に関する支援 (17) その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

4 警察

機関名	処理すべき事務又は業務大綱
宮城県警察本部 (古川警察署・鳴子警察署)	(1) 災害情報の収集伝達 (2) 被災者の救出及び負傷者の救護 (3) 行方不明者の捜索 (4) 死者の検視・見分 (5) 交通規制及び交通秩序の確保 (6) 犯罪の予防，その他社会秩序の維持 (7) 避難誘導及び避難場所の警戒 (8) 危険箇所の警戒 (9) 災害警備に関する広報活動

5 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務大綱
農林水産省東北農政局	(1) 災害時における主要食料等の需給対策
林野庁東北森林管理局 宮城北部森林管理署	(1) 森林・治山による災害防止 (2) 保安林・保安施設・地すべり防止施設等の整備及び防災管理 (3) 山火事防止対策 (4) 災害復旧用材（国有林材）の供給 (5) 林道の適正な管理
国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所 (大崎出張所) (鹿島台出張所) 国土交通省東北地方整備局鳴子ダム管理所	(1) 直轄河川の改修，ダム等の計画工事及び維持，修繕，その他の管理 (2) 管内の洪水予報及び水防警報の発表伝達等 (3) 直轄河川の災害応急復旧工事の実施 (4) 直轄河川等災害復旧事業の実施
国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所 (古川国道維持出張所) (鳴子国道維持出張所)	(1) 一般国道における指定区間の維持修繕工事，除雪等の維持その他の管理 (2) 一般国道における指定区間の災害応急復旧工事の実施 (3) 一般国道における指定区間の交通確保
仙台管区気象台	(1) 気象，地象，水象の観測及びその成果の収集，発表 (2) 気象，地象（地震にあつては，発生した断層運動による地震動に限る），水象の予報・警報等の防災情報の発表，伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測，予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発

6 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務大綱
陸上自衛隊 第22普通科連隊	(1) 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動 (3) 災害時における緊急医療活動

7 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務大綱
東日本電信電話株式会社 宮城事業部	(1) 電気通信事業用通信施設の安全確保 (2) 災害非常通信の調査及び気象警報等の伝達 (3) 通信ふくそうの緩和及び重要な通信の確保
日本赤十字社宮城県支部 (大崎市地区)	(1) 医療救護 (2) 日赤救援物資の備蓄及び配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付 (5) その他災害救護に必要な業務
日本放送協会仙台放送局	(1) 災害情報等の放送
東日本高速道路株式会社 東北支社(仙台管理事務所)	(1) 高速道路における指定区間の維持管理 (2) 高速道路における指定区間の交通確保 (3) 災害時における情報収集及び伝達 (4) 高速道路における指定区間の災害復旧工事の実施
東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社(古川駅)	(1) 鉄道施設の整備保全 (2) 災害復旧工事の実施 (3) 全列車の運転中止手配措置 (4) 人命救助 (5) 被災箇所の調査、把握 (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保 (7) 旅客の給食確保 (8) 通信網の確保 (9) 鉄道施設の復旧保全 (10) 救援物資及び輸送の確保 (11) 列車運行の広報活動
JRバス東北株式会社古川営業所	(1) 災害時における緊急避難輸送 (2) 災害時におけるバス路線状況の情報収集及び伝達 (3) 災害非常時における無線通信による情報の伝達
日本通運株式会社古川支店	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策
東北電力株式会社(古川営業所)	(1) 電力供給施設の防災対策 (2) 災害時における電力供給の確保
日本郵便株式会社(古川郵便局)	(1) 災害時における郵便局業務の確保 (2) 災害時における郵政事業に係る特別事務取扱い及び援護対策

8 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務大綱
公益社団法人宮城県トラック協会(大崎支部)	(1) 災害時における緊急物資のトラック輸送確保
一般社団法人宮城県LPガス協会	(1) 液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保
株式会社ミヤコーバス (古川営業所)	(1) 災害時における緊急避難輸送 (2) 災害時におけるバス路線状況の情報収集及び伝達 (3) 災害非常時における無線通信による情報の伝達
古川ガス株式会社	(1) ガス供給施設の防災対策 (2) 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供
民間放送各社	(1) 災害情報等の放送

9 その他公共的団体

機関名	処理すべき事務又は業務大綱
一般財団法人大崎市医師会	(1) 災害時における医療救護活動
古川農業協同組合 いわでやま農業協同組合 みどりの農業協同組合	(1) 農作物・家畜等の被害調査及び応急対策の実施協力 (2) 被災組合員に対する事業費・資材の確保あつせん (3) 病虫害防除の指導
大崎農業共済組合 六の国農業共済組合	(1) 被災水稻・麦等の被害調査及び共済金の支払い (2) 被災家畜・家屋・農機器等の被害調査及び共済金の支払い (3) 家畜の防疫
土地改良区	(1) 農地の保全又は排水施設等必要な施設の防災管理及び災害応急対策 (2) 河川改修及び土地改良事業の実施
社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 (2) ボランティアセンターの開設・運営
社会福祉施設管理者	(1) 防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防対策 (2) 災害時における収容者の避難誘導
金融機関	(1) 被災事業者に対する資金の融資及びあつせん
大崎市建設業協会	(1) 災害時における応急復旧応援
古川商工会議所 大崎商工会 玉造商工会	(1) 災害時における商店の被害調査 (2) 被災者の生活を確保するための物資のあつせん (3) 中小企業等の災害復興資金の確保援助 (4) 被災商工業者に対する援護及び経営指導 (5) 観光客の安全確保
大崎市管工事業協同組合	(1) 災害時における水道施設復旧応援
大崎森林組合	(1) 森林の被害調査及び災害復旧対策 (2) 災害時における資材等の需給対策及び病虫害防除の指導 (3) 災害に伴う資金の貸付及びあつせん

10 大崎市教育委員会

機関名	処理すべき事務又は業務大綱
大崎市教育委員会	(1) 市立小中学校施設等の災害対策 (2) 市立小中学校児童生徒の安全対策 (3) 市立小中学校の応急教育対策 (4) 社会教育施設，社会体育施設の災害対策

11 宮城県教育委員会

機関名	処理すべき事務又は業務大綱
宮城県教育委員会 (北部教育事務所)	(1) 公立幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校等」という。）設備等の災害対策 (2) 公立学校等幼児，児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全対策 (3) 公立学校等教育活動の応急対策 (4) 社会教育施設，社会体育施設の災害対策

第3節 大崎市の地勢と災害要因，災害記録

第1 位置

1 位置

大崎市は宮城県の北西部に位置し，東は遠田郡，登米市，西は山形県，秋田県に接し，南は黒川郡，加美郡，北は栗原市に接している。

2 緯度，経度

東端	経度：東経 141 度 09 分 42 秒
西端	経度：東経 140 度 32 分 19 秒
南端	緯度：北緯 038 度 26 分 29 秒
北端	緯度：北緯 038 度 55 分 25 秒

第2 自然的要因

1 地形・地質

本市は，大崎平野の中心に位置する低地とその近郊の丘陵・段丘，そして北西部には須金岳，軍沢岳等が，北東部には加護坊山と篁岳山を結ぶ加護坊山丘陵地帯がある。

北西部の山岳地帯の地盤は，中世白亜紀の花崗閃緑岩を基盤とした，新第三紀の緑色凝灰岩類及び第四紀の火山岩類などによって構成された礫層地盤となっている。

大崎平野を囲む田園は，主として第三紀中新世及び鮮新世からなる丘陵で，東部には中新世からなる広瀬丘陵，北部には鮮新世及び第四紀更新世からなる清滝丘陵，南部には中新世からなる三本木丘陵，平野の西部には更新世の段丘が広く発達している。

大崎平野は，江合川と鳴瀬川の両河川の沖積作用により形成されたものであり，自然堤防がいたるところに分布している他，旧河道・後背湿地等の微地形も顕著に発達している。

＊ 旧河道・後背湿地：旧河道は蛇行しつつ移動する河川に取り残された河道のことであり，現在でも沼地となっているところもある。後背湿地とは，浜堤間や自然堤防背後の氾濫原に相当する。旧河道と後背湿地には粘土や泥炭などが堆積しているため，地震動に対しては最も弱い所である。

2 河川，ダム

本市には，鳴瀬川，江合川，吉田川の3大河川その他，多田川，鶴田川，田尻川，旧迫川などの河川がある。

広域的流域における開発の進展により遊水機能の後退が見られ，増水した河川が短時間に流下する傾向が強まっており，豪雨時期には，洪水の危険性がある。

これらの河川の上流には，漆沢ダム，南川ダム，宮床ダム，鳴子ダム，上大沢ダム，化女沼ダム，岩堂沢ダムがあり，洪水時に下流の河川流量を低減させ，洪水被害を軽減させる役割を担っている。



- | | | | |
|-------|--------|---------|---------|
| ① 鳴瀬川 | ④ 新江合川 | ⑦ 旧迫川 | ⑩ 鳴子ダム |
| ② 多田川 | ⑤ 吉田川 | ⑧ 田尻川 | ⑪ 上大沢ダム |
| ③ 江合川 | ⑥ 鶴田川 | ⑨ 化女沼ダム | ⑫ 岩堂沢ダム |

3 活断層

活断層とは、最近の地質時代（第四紀，約 200 万年前から現在まで）に繰り返し活動していることから、将来も活動すると推定されている断層のことをいう。近い過去に繰り返さずれた活断層は、今後も同じようにずれを繰り返すと考えられている。地震は断層が活動して岩盤がずれるときに生じるものであるため、活断層では将来も地震が繰り返し発生すると推定される。

当市の活断層では、平成 8 年 8 月 11 日に鬼首断層が震源と見られるマグニチュード 5.9 の宮城県北部で発生した地震や、平成 15 年 7 月 26 日に旭山壊曲が震源と見られるマグニチュード 6.4 の宮城県北部で連続して発生した地震が挙げられる。特に、平成 8 年の地震では旧鳴子町に、平成 15 年の地震では旧鹿島台町に大きな被害を受けた。

日本の活断層は、活断層研究会編「新編日本の活断層」（1991 年）にまとめられている。これにより、宮城県内の活断層をあげると、次の表のようになる。

断層名	確実度	活動度	長さ(km)
長町一利府線	I	B	12
大年寺山断層	I	B	8
鹿落坂断層	I	C	3
坪沼断層	I	B	5
円田断層	II	B	10
愛子断層	I	B	2
作並一屋敷平断層	I	C	9
遠刈田一三住	II	C	7
白石断層	I	B	2.5
上品山西	III		4
加護坊山一籠岳山	III		12
旭山境曲	II	B～C	8
鹿折川	III		15
栗駒山山頂断層	I	B	1.2
揚石山南	II	B	3
鬼首断層	I	B	6
双葉断層 [小斉峠付近]	II	B	5
越河断層	I	B	15

確実度 I : 活断層であることが確実なもの 活動度 A : 第四紀の平均変位速度 1～10m/1000年

確実度 II : 活断層であると推定されるもの 活動度 B : 第四紀の平均変位速度 0.1～1m/1000年

確実度 III : 活断層の可能性のあるもの 活動度 C : 第四紀の平均変位速度 0.01～0.1m/1000年

活断層研究会編 (1991)

第3 社会的要因

1 人口・世帯

本市の合併前の人口推移を見ると昭和55年の人口総数は、130,266人、世帯数は33,314世帯であったが、平成27年までの35年間で人口総数は133,391人、世帯数は約1.5倍の48,307世帯となっている。しかし、人口増加は古川地域のみで見られ、他の地域においては減少に歯止めが利かない状況にある。

一世帯当たりの世帯人員を見ると平成27年で2.9人/世帯となっており、これは平成2年の3.6人/世帯と比較すると年々一世帯当たりの人口は減少していることがわかる。これは核家族化や一人世帯、少子化傾向が一層進んでいるためと考えられる。

(国勢調査より、各年10月1日現在)

年	人口(人)	世帯数(世帯)	一世帯当たり人員(人)
昭和55年	130,266	33,314	3.9
昭和60年	133,439	34,840	3.8
平成2年	135,208	36,955	3.6
平成7年	138,068	40,145	3.4
平成12年	139,313	43,061	3.2
平成17年	138,491	45,041	3.1
平成22年	135,147	46,146	2.9
平成27年	133,391	48,307	2.7

2 年齢階層別人口

本市の合併後の年齢階層別人口を構成比で見ると、平成27年の時点では14歳以下の年少人口が12.9%、15～64歳までの生産年齢人口が60.1%、65歳以上の高齢者人口は27.0%となっている。

平成7年当時までは年少人口が老年人口よりも多かったのに対し、平成8年では逆に老年人口の方が多くなっており、この傾向は今後とも続くことが予想される。

第4 過去における災害の概要

本市の過去における主な災害は、次のとおりである。

1 地震災害

発生年月日	災害の様子
S37. 4. 30	<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県北部地震 ○震源地は宮城県北部。マグニチュード6.5 ○死者2名、重傷者7名、軽傷者84名 ○損害額3億5,728万円 ○全壊9棟、半壊42棟、土木被害16か所等 ○江合川右岸の江合、左岸の上埜、新江合川右岸の寺浦で液状化が発生。液状化の影響で江合橋の橋桁が水平15cm、上下5cmのずれを示した
S53. 2. 20	<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県沖で発生した地震 ○マグニチュード6.7、負傷者9名、建物被害446件、その他被害435件、被害総額1億6,498万円
S53. 6. 12	<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県沖地震 ○震源地は宮城県沖、北緯38°09'、東経142°10' ○震源の深さ40km、マグニチュード7.4、震度5 ○旧小牛田町に接する馬楯で家屋倒壊の被害が発生 ○負傷者30名 ○県内で全壊98棟、半壊525棟、一部破損5,103棟の被害が発生
H 8. 8. 11	<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県北部で発生した地震 ○震源地は県北部直下、マグニチュード5.8 ○半壊20棟、一部損壊117棟、被害総額4億円以上
H15. 7. 26	<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県北部で連続して発生した地震 ○震源地は宮城県中部。北緯38°24.3'、東経141°10.2' ○震源の深さ12km、マグニチュード6.4、震度6弱 ○全壊54棟、半壊312棟、一部損壊2,632棟 ○重傷者19名、軽傷者98名（大崎圏） ○県内の被害総額320億円
H20. 6. 14	<ul style="list-style-type: none"> ○岩手・宮城内陸地震 ○震源地は岩手県内陸南部。北緯39°1.7'、東経140°52.8' ○震源の深さ8km、マグニチュード7.2、震度6弱 ○全壊1棟、半壊7棟、一部損壊287棟 ○死亡者0名（市外での死亡者2名）、重傷者9名、軽傷者72名 ○県内の被害総額1,094億円（公共施設等被害）
H23. 3. 11	<ul style="list-style-type: none"> ○東北地方太平洋沖地震 ○震源地は三陸沖。北緯38°6.2'、東経142°51.6' ○震源の深さ24km、マグニチュード9.0、震度6強 ○全壊596棟、大規模半壊233棟、半壊2,201棟、一部損壊9,138棟 ○死亡者7名（市外での死亡者11名）、重傷者79名、軽傷者147名 ○県内の被害総額9兆1,653億円（H25.9.10現在、J R東日本の被害額は含まず） ○市内のライフラインの復旧月日 <ul style="list-style-type: none"> ①電 気 3月21日 ②固定電話 3月21日 ③水 道 3月31日 ④都市ガス 3月21日

2 風水害災害

発生年月	災害の様子
S55. 8	○大雨により、鶴田川が決壊し、水田 350ha 冠水
S61. 8	○台風第 10 号により、降雨量 271mm ○吉田川 4 か所で決壊 ○冠水面積 2,670ha (旧鹿島台町の約 50%) ○被害総額 111 億円 (旧鹿島台町災害対策本部) ○死者 1 名, 全壊 43 棟, 半壊 162 棟, 一部損壊 580 棟 ○床上浸水 49 棟, 床下浸水 438 棟 ○避難勧告 1,415 世帯, 5,636 人
H 2. 9	○台風第 19 号により吉田川左岸において、漏水あり。月の輪工法を 2 か所で実施 ○被害総額 3,022 万円
H 2. 10	○大雨により、床上浸水 2 棟, 床下浸水 87 棟 ○道路の通行不能 6 か所
H 2. 11	○大雨により、床下浸水 51 棟, 道路の通行不能 3 か所 ○シート張り工法, 積み土のう工法, 月の輪工法を実施
H23. 9	○台風第 15 号による被害 ○床上浸水 108 棟, 床下浸水 100 棟 ○避難勧告及び避難指示 642 世帯, 2,230 人 (吉田川流域の上志田地区・下志田地区・内ノ浦地区の一部・鎌巻地区の一部)
H27. 9	○平成 27 年関東・東北豪雨による被害 ○床上浸水 205 棟, 床下浸水 490 棟 ○被害額 4,751,905 千円(家屋除く) ○避難開設数 30 か所, 避難人数 2,291 人 ○木流し・シート張り・月の輪・積土のう工法